

令和8年度 八王子市立元八王子中学校 学校いじめ防止基本方針

1 基本方針 「しない させない ゆるさない」

すべての教職員が「いじめはどの生徒にも、どの学級にも、どの学校にも起こり得る。誰もが加害者にも被害者にもなり得る。」という認識をもつ。

- (1) いじめは「しない させない ゆるさない」を大原則とする。
- (2) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (3) いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守り通す。
- (4) いじめをしている生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

2 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) いじめ防止対策を徹底するため、教員がチェックリストを活用し、学期に一度再確認する。
- (2) 学校評価アンケートの生徒、保護者、地域用にいじめ防止に向けた取り組みに関わる達成目標を学校評価の項目に設定する。
- (3) 4月の学校だより、ホームページを活用して、いじめ防止に向けた、学校いじめ防止基本方針を生徒、保護者、関係諸機関に周知する。また、定期的な情報交換を行い、日常的な連携を強める。
- (4) 生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自らいじめ防止の活動ができる集団づくりに努める。
- (5) 生徒への情報モラルの指導を徹底するとともに、外部機関との連携、家庭への協力を求める。また、SNS元八王子中ルールを周知徹底する。
- (6) 年間3回以上、道徳の時間や特別活動の時間を通して、規範意識を深め、集団のあり方等について考えさせる。
- (7) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (8) 2学期に教育相談月間を設け、生徒と教師の二者面談を行う。
- (9) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (10) 常に危機意識をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (11) 教員研修(年3回)の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を図る。
- (12) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

3 早期発見に向けて

いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、家庭・地域・学校が連携し実態把握に努める。

- (1) 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動に目を向ける。
- (2) 年3回、定期的にいじめに関するアンケートをとり、いじめの疑いのあるものも含め、対応する。
- (3) 保護者と情報を共有し、地域と日常的に連携する。
子ども見守りシートを4月に全校生徒に配布し、生徒の変化について保護者と共有し対応する。

4 早期解消に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき、早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解消を目指す。

- (1) いじめられている生徒やその保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任が抱え込むことがないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめをする生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省をさせる。改善されない場合はいじめられている生徒の安全が確保できるように必要な措置を講じる。
- (5) 教職員の共通理解、保護者や地域の協力、警察や児童相談所をはじめ関係諸機関と連携して生徒の問題解決を図る。

5 学校いじめ対策委員会の設置

校内組織の中に「学校いじめ対策委員会」を設ける。

- (1) 毎週●曜日の●校時に「学校いじめ対策委員会」を開催し、情報の共有と対策を協議する。
また、毎週●曜日の●校時には、全教員で「学校いじめ対策委員会」の情報を共有する。
その時間に関催できない場合は、週内で実施する。また、臨時で委員会を開催する場合がある。
- (2) 構成メンバーは、管理職、教務主任、生活指導主任、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー(SC)とする。必要に応じて、スクールソーシャルワーカー(SSW)も出席する。
- (3) 協議された内容は、全教職員へ報告を行うとともに、当該学年だけでなく、全校体制で対応を速やかに行う。議事録は、委員会で毎回確認し、校長室に保管する。
議事内容は、教育委員会とも情報を共有し、議事録を送付する。
- (4) 学校いじめ対策委員会の年間計画を作成し、計画的・組織的に対応する。
- (5) 学校いじめ対策委員会を中心に、学校いじめ防止基本方針を点検し、必要に応じて見直しを行う。

6 重大事態への対処

- (1) 教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (2) いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- (3) 教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。

7 地域・関係機関との連携

- (1) 学校サポートチーム(学校運営協議会委員)を活用(報告、相談)して、問題行動等の未然防止、早期解決につなげる。